

12. 生活困窮者対策

(福祉課 町民福祉係)

(1) 生活保護

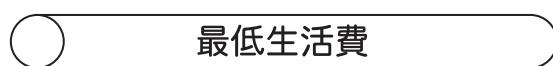
家庭の生活を支えていた人の死亡・病気・事故などで、収入がとだえ、自力で生活するための努力をしてもなお生活に困窮するときは、生活保護について、お住まい地域の担当民生委員・児童委員に相談してください。

生活保護を受けるときには、その前提要件として、資産・能力を活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて生活保護が行われます。

生活保護には、生活・住宅・教育・医療・出産・生業・葬祭・介護の8種類の扶助があり、困窮の程度に応じて必要な扶助が受けられます。

①保護の要否

保護が受けられる場合



収入が最低生活費を下回るため、
その不足分のみ保護が受けられます。



収入が最低生活費を上回るため、
保護は受けられません。



②保護の種類

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助
衣食その他日常生活上必要なものなど	住居費、補修、その他住宅維持に必要なもの	義務教育に必要な学用品、学校給食など	診察、薬剤、入院費など
出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助
分べんの介助、分べん前後の措置など	生業に必要な資金、器具、技能の修得など	死体の運搬、火葬、埋葬、納骨など	要介護者、要支援者の介護保険料など

(2) 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階での生活に困窮している人に、包括的な支援を行う制度として、生活困窮者自立支援制度があります。働きたくても働けない、住むところがない、などの生活全般の困りごとについて、ひとりひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。具体的には以下のような支援を行います。

- ・**自立相談支援事業**: 支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し自立に向けた支援を行います。
- ・**住宅確保給付金の支給**: 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額を支援します。
- ・**就労準備支援事業**: 「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、6ヶ月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
- ・**家計改善支援事業**: 家計収支の均衡がとれないなど、家計に問題を抱える方に対して、家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計に関する課題を「見える化」することで、早期の生活再生に向けた支援を行います
- ・**就労訓練事業**: 直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中心・長期的に実施する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を行います。
- ・**一時生活支援事業**: 住居を持たない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象になっている事業があります。

福崎町では「自立相談支援センターひょうご（特定非営利活動法人神戸の冬を支える会）」【☎ 079-284-5514】が相談窓口となっています。

(3) 食糧支援等

生活困窮のため食品等を十分に確保することができない個人や世帯に対し、NPO法人フードバンクはりまに協力いただき無償で食糧支援を行っていただいております。
※利用回数には上限があります。

福崎町社会福祉協議会とも連携し、NPO法人フードバンクはりまと「フードバンク活動に関する合意書」を締結し、窓口で常時食料品や日用品の寄付を受け付けるとともに、定期的なフードドライブ活動を展開し、支援の輪を広げています。